# 草加市みんなでまちづくり自治基本条例
# 市民検証報告書

平成２４年　１月２７日

草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会

# 目　　次

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．　２

２．検証総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．　３

３．条例構成の検証について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．　６

４．条例運用の検証について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１０

５．条例検証方法の検討について・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１５

６．今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１７

７．委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１８

８．検証スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１９

９．草加市みんなでまちづくり自治基本条例
　　市民検証委員会設置要綱・・・・・Ｐ．２０

# １．はじめに

草加市では、全国でも早期の段階である平成１６年１０月１日に草加市みんなでまちづくり自治基本条例が施行されました。

草加市の自治基本条例の特徴は、条例第７章（まちづくりの環境整備）及び第８章（まちづくりの参画手続）にあるような市民参画の手続に関する具体的事項が盛り込まれている点です。これは、当初パートナーシップまちづくり条例として市民参画の条例を制定しようとしていたものが、市議会へ上程した段階でみんなでまちづくり条例審査特別委員会が設置され、自治の基本原則を定める「自治基本条例」として市民参画の要素を活かしながら制定されたという条例制定の背景によるものです。

この自治基本条例が制定から５年以上が経過し、見直し期間が過ぎたこと、また、運用面での取組や条例制定後の効果を検証するため、市民による検証組織「草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会」が設置され、私たち委員が検証作業に取り組むことになりました。

検証に当たって、草加市を取り巻く環境等が変化する中で、草加市において市民自治がどのように進められているかという視点から、基本構想、基本計画、主な施策などの取組状況を踏まえ、①条例構成の検証、②条例運用の検証、③条例検証方法の検討の３つを基本方針として、２年間かけて検証を行ってまいりました。

この度、検証作業が終了しましたので、報告書として提出いたします。

平成２４年　１月２７日

草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会

## ２．検証総括

平成２０年度実施の「草加市みんなでまちづくり会議等検討委員会」において、草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議の内容を中心に第７章及び第８章の部分に関して検証を行っておりますが、今回、自治基本条例全体の検証を終え、新たに総合的な視点で取り組むべきことが見えてきたので、次の３項目を示します。

**①課題の進捗状況管理**

今後継続して検証を行う中で、以前からの課題が解決されずに残ることがないよう、進捗状況の管理が必要です。検証に留まらず、判明した課題の改善を進めているかということが重要で、その進捗状況が次回検証時の運用面での判断材料になります。また、将来にわたり検証毎に委員が代わっても資料を見れば対応可能だという利点もあります。

**②庁内の体制づくり**

草加市の最高規範と謳う自治基本条例をどこの課が所管することが最善なのかという検討が必要だと考えます。また、条例ができたものの、庁内の体制や環境が整っていないため提案に対応できていないので、下図のように所管課には庁内の総合調整機能と強い権限を持たせることで各課との調整を図りやすくし、条例に定める市民の提案が挙げられた場合に、計画や予算のない中でも良いものは受け入れることができるよう、全庁的な体制づくりに努める必要があります。

同時に、庁内で各課が持つ事業・予算・制度で類似するものを整理し、一本化する必要があると考えます。

●全庁的な調整機能・権限による提案反映の仕組

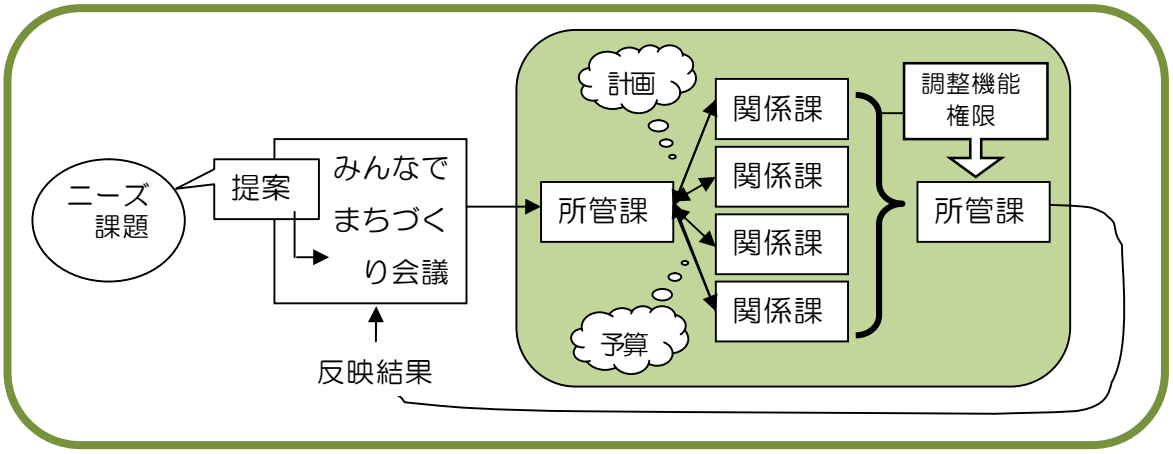

③みんなでまちづくり会議の位置付け

みんなでまちづくり会議の運営方法や市政への反映手続を明確にし、市民の意見を聴くという姿勢を意識しなければ、単なるパフォーマンスに終わり、会議が活性化しないのではないでしょうか。

また、町会・自治会や商工会議所のような組織の要望制度や都市計画の提案制度とみんなでまちづくり会議の提案制度との区別をどうつけるのか検討する必要があります。

また、上記③に関連して、みんなでまちづくり会議や提案に対する認識について、市民・市議会・市の共通認識が大切であると考え、条例前文に明記するデモクラシーの精神と市民参画を踏まえ検討しましたので、市民検証委員会の考えを次のとおり示します。

**●みんなでまちづくり会議に対する認識について**

草加市みんなでまちづくり自治基本条例に係る庁内での意見概要の中で、「みんなでまちづくり会議は…市民同士の合意形成の場として使われなければならない」、「市民会議方式は市民の合意形成を図る場として機能した」、「行政が進行役をしていると…合意形成をとることができない」といった意見がみられましたが、そもそも、「みんなでまちづくり会議」を「合意形成の場」として捉えてよいものなのでしょうか。

「みんなでまちづくり会議」という場がある以上、様々な市民から様々な提案や要望が提出されることが予想されますが、そのうち、大多数の市民の賛同が得られたもの、すなわち、「合意が形成された（と思われる）」ものだけが認められるということになれば、マイノリティ（少数者）の人権といったような問題は永久に解決されないことになってしまいます。

前文の掲げる「デモクラシー」を、単なる「数による統治」にしないためにも、少数者の意見も汲み取ることのできる制度として、「みんなでまちづくり会議」を活用していくべきだと考えます。

**●提案制度に対する認識について**

庁内の意見概要の中に、「何でも提案できるという誤解が生じている」との意見がありましたが、「みんなでまちづくり会議」は、まさに市民が様々な立場から様々な意見を出し合うことを想定しており、「みんなでまちづくり会議にあげられるテーマを明確に示す必要がある」という庁内の認識こそ誤解に他ならないと思われます。このことは、本条例が制定された後、次のような説明がなされていたことからも明らかです。

「…市民参加が進めば進むほど、市民要望が出れば出るほど、それをどう調整し、どのように具体的な施策を打っていくのかが難しくなってきます。…一時的な混乱があるのは当然で、市役所は悲鳴をあげるかもしれません。しかし、その時こそ、議会や市長の役割や責任が大きいのだといえるのではないでしょうか。そして、それを乗り越えてこそ、本当の意味で、デモクラシーがこのまちに根付くと信じます。」（元みんなでまちづくり条例審査特別委員会委員長「みんなでまちづくり―自治基本条例って？」：平成１９年８月１０日基調講演より抜粋）

以上のことから、「みんなでまちづくり会議」における提案内容を限定したり、条件を付したりすることは、本条例の理念を損なうものであり、望ましくないと言えます。

つまり、このみんなでまちづくり会議の市民による提案は、登録員であれば団体でも個人でも、自分の思い描くまちづくりの計画を市に提案できるという制度であるため、市民の意見を聴くという姿勢を意識しなければなりません。みんなでまちづくり会議は、特定の人に関わる問題であれ、声の大きくない人々の意見であれ、草加市に必要で対策を取らなければならないようなものであれば少数意見として切り捨てるのではなく、市民自らが議論するための場です。ただし、合意形成までは取れないため、市民が意見を出し、市もしくは市議会が決定するものであるべきだと考えます。

以上が、市民検証委員会のみんなでまちづくり会議とその提案制度についての認識です。

## ３．条例構成の検証について

◎検証の視点
⑴最高規範としての体系の検証
⑵社会状況等に合っているかの検証
⑶条文自体の検証

●条例の位置付けの整理

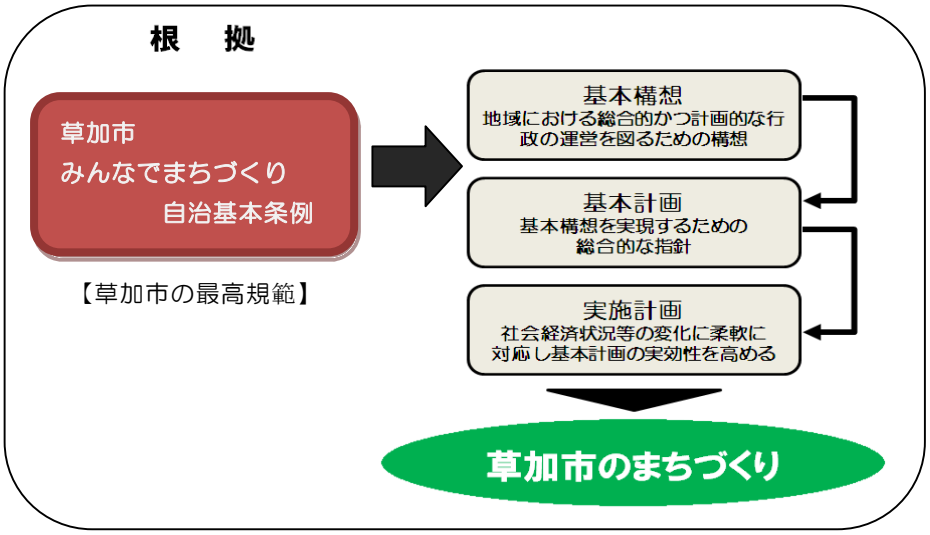


まず、条例構成の検証を行いました。

「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」は、その条文において草加市の最高規範として明記されておりますが、各個別条例等との関係性においてその位置付けが明確となっているか、また、その構成内容が自治の基本原則を定める条例になっているかといった体系の検証を行いました。

条例を構成する項目については、大和市や三鷹市との比較を行う中で、他市にあって草加市にない項目はあるものの、特段、現在の構成項目に修正を加える必要はないと判断しました。

また、位置付けとしては、上図のとおり、この自治基本条例に基づき基本構想や基本計画を策定しており、それらに基づいた各事業・施策を実施しているということを確認しました。しかし、この条例や位置付けを市民・市議会・市が十分認識しているとまでは言えないことから、自治基本条例において草加市の目指す「だれもが幸せなまち」をつくるために、市民・市議会・市がパートナーシップにより各種取組を行っていることを意識することが大切であり、そのための周知を図ることも必要であると考えます。

次に、この条例の内容が現在の社会状況等に合っているかについて検証を行いました。その結果、現在の社会状況等にそぐわない項目等はなく、条文にも５年以内ごとの検証が定められているため、その都度、検証を行う中で実情にあった運用ができるものと考えます。

最後に、条文自体の検証についてですが、定義や言葉の使い分けの点で曖昧な箇所があるという意見もありましたが、概ね文言改正までは必要ないという結論に至りました。

詳細につきましては、次のとおり各章ごとに整理しました。

**【前文】**

デモクラシーの表現について、当初、カタカナ表記でわかりづらいのではないかという意見もありましたが、制定当時に関わった方の意見を聞いたり、資料を確認する中で、草加市の民主主義の形として市民・市議会・市の全体による統治を目指すという立法意思がはっきりしていたので、このままの文言で良いという意見でまとまりました。

また、自治基本条例の制定理念について書かれたものなので、変える必要はないという意見になりました。

**【第１章（総則）】**

条文に対する問題・課題は特にありませんでした。

条例の運用や今後の検証においては、定義の分かりやすさが重要であると認識しました。

**【第２章（基本方針と基本原則）】**

第４条の２項として、パートナーシップによるまちづくりを実現する手段として、「対話」について規定してはどうかという意見がありました。

また、第４条について、現在の７つの原則以外に、５年後の検証の際に、５年間の成果として大切だと思えてきたものを追加しても良いのではないかという意見がありました。

**【第３章（市民の権利と責務）】**

第６条の第１項と第２項の順序を入れ替えて、第１項に全体的事項としてまちづくりへの参加の権利、第２項に具体的事項として意見表明権や提案権があるとした方が良いのではないかという意見がありました。

第７条第３項については、市民にだけ濫用禁止規定があるのはおかしいという意見がありました。

また、第４条と関連づけて、「支援を受ける権利が保障されている」と明記してはどうかという意見もありました。

さらに、市民の中でも特に「子ども」を取り上げて、子どもの権利について、条例に明記できないかという意見もありました。

**【第４章（議員と市議会の責務）】**

条文に対する問題・課題は特にありませんでした。

**【第５章（市長と市の責務）】**

条文に対する問題・課題は特にありませんでした。

ただし、第１０条中の「市民福祉」は、第７条中の「公共の福祉」と違うのかという意見がありました。これに関して、意味合いは同じだが、市長は特に市民のための存在であるということから「市民福祉」としているのではないかという意見もありました。

**【第６章（市政運営）】**

条文に対する問題・課題は特にありませんでした。

市政運営の大前提であることをわざわざ条例に規定しなければならないのかという意見もありましたが、草加市の憲法とされるこの条例に敢えて明記しておくことが大切なのではないかという意見にまとまりました。

また、市の計画・予算・体制の一本化を図ることが条文に書かれていれば、庁内調整も図りやすいのではないかという意見もありました。

**【第７章（まちづくりの環境整備）】**

「努めます」という文言について、努力規定では強制力がなく実のあるものにならないのではないかという意見がありましたが、すべて義務にしては難しい面もあり、また、市民に関することもあるため、運用で最大限努めてもらえれば文言はこのままで良いのではないかということになりました。

その他、条文については、問題・課題は特にありませんでした。

**【第８章（まちづくりの参画手続）】**

第２４条については、ふるさとまちづくり応援基金の助成を受けている団体は多いのに、なぜまちづくり登録員が増えていかないのかが問題で、基金

はこの自治基本条例で定められたものだから登録が義務だということを明記した方が良いという意見も出ましたが、基金の条例・規則が別に定められていることから、そちらで検討していただきたいということになりました。

第２６条については、みんなでまちづくり会議の運営は、条例の文言を変えるよりも、施行規則での運用が可能だということにまとまりました。

そのため、条文については、特に改正の必要はないとの意見でまとまりました。

**【第９章（住民投票）】**

条文に対する問題・課題は特にありませんでした。

**【第１０章（条例の検証）】**

条文に対する問題・課題は特にありませんでした。

ただし、条例を運用する前提として、パートナーシップの観点から、市民・市議会・市の各検証組織や３者の協議の場について明記した方が良いという意見がありました。

**【第１１章（委任）】**

条文に対する問題・課題は特にありませんでした。

## ４．条例運用の検証について

◎検証の視点
⑴条例が市民の生活のために使われているか
⑵どのような活用をすれば、条例が市民のために活かされるのか
⑶５年後の検証に向けて、使える条例にするにはどうしていけば良いか

次に、条例制定の成果を検証するため、条例の運用状況を確認しました。
特に、理念的な内容というより市民に身近な具体的制度であり、実際に運用が進められている第６章～第８章については、条例制定の成果や取組状況について検証するため、各条項毎に次の３つの共通項目を設けて整理しました。

★各条項の共通項目
①取組状況
②条例制定後どう変わったか
③課題

この共通項目の中でも、条例が制定されてどう変わったか、また、どう活かされているのかといった点を重点的に検証しました。
草加市の自治基本条例は、全国的にみても早期の段階で取り組んでおりましたが、その割には運用面での課題が多く、十分な活用がなされていないように感じました。その原因は、条例が市民に浸透していないことや運用のための具体的な整備が不十分なまま進んできてしまったということです。
この状況を改善するには、まず、市民への普及活動に取り組むことが大切だと考えます。また、この条例がより広く普及するためには、広報活動を積極的に行うとともに、副読本や手引書の作成等により条例自体の周知を行うことで、裾野を広げていくことが必要であると考えます。

条例運用の検証内容詳細については、次のとおり各章ごとに概要をまとめました。なお、第７章及び第８章の運用については、平成２０年度に提出された草加市みんなでまちづくり会議等検証委員会による報告書を本検証報告書と併せてご活用ください。

【前文】
運用上の問題・課題は特にありませんでした。

【第１章（総則）】
この条例制定の目的である「草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくり」がどのくらい進んだかということがこの検証のポイントであり、今後の検証においても指標となります。
そのため、パートナーシップの定義である「市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係」を意識してまちづくりを行う必要があると考えます。

【第２章（基本方針と基本原則）】
第４条に定める７つの原則に加えて、パートナーシップによるまちづくりを実現する手段として「対話」やそのための場を重視することにより、市民、市議会、市の思いを結びつけることができるのではないかという意見がありました。
また、第５条に定める条例の最高規範性をより明確にするため、条例の制定改廃や計画の策定の際には、自治基本条例との繋がりがわかるような見せ方等の工夫をした方が良いと考えます。

【第３章（市民の権利と責務）】
運用上の問題・課題は特にありませんでした。

【第４章（議員と市議会の責務）】
市民は、市とは話し合うことができるが、市議会ともそういった仕組があると良いのではないかという意見がありました。これは、議会のあり方と市民自治の考え方はどこかで相対する部分もあると思いますが、市議会が市民参画を進めるなら、議会と市民の対話も必要ではないかというものです。
また、議員として市民の声を聴くとともに、市議会としてもこの条例の普及に取組むことで市民参画を進めることが必要だという意見がありました。

【第５章（市長と市の責務）】
運用上の問題・課題は特にありませんでした。
また、地方自治法の改正により基本構想の策定義務がなくなったものの、草加市としては引き続き基本構想を策定することを決定し、その根拠が自治基本条例となったことで、条例の最高規範性がより明確になったのではないでしょうか。

【第６章（市政運営）】

広報紙やホームページ、パンフレット等を用いてたくさんの情報を公開するとともに説明責任を果たそうとしている姿勢は評価できます。多くの情報を市民からみてわかりやすい形にまとめて整理する工夫をすればさらに良くなると考えます。

第１３条及び第１４条については、情報の公開と保護という点で、まちづくりに関する有益な情報も開示されないという問題が提起されましたが、個人情報については別の審議会が設置され検討されているため、個別に対応してほしいということになりました。

第１５条については、パブリックコメントの案の公表の仕方を工夫し、単なる案の公表でなく、市民の意見を反映させるよう意識すべきだと考えます。

第１７条については、評価の実施や目標設定の際、数値目標が多く、市民とともに汗を流したことや間接的に貢献した取組などが評価されない仕組になってしまっているのではないかという意見がありました。

【第７章（まちづくりの環境整備）】

第１８条については、専門家の派遣は各課で様々な制度があり、他分野で横断的に派遣できる仕組の必要性があるのではないかという意見がありました。また、職員の研修については、座学以外にもパートナーシップによるまちづくりを進めるために、まちづくりの現場で市民と一緒になって取組んではどうかという意見がありました。職員とともに、市民や地域も育つのではないでしょうか。

第１９条については、地区まちづくり団体と都市整備系の協議会の取扱いが未整理であることや、再開発等が終了した地区をどう地域のまちづくりにつなげていくかが課題だという意見がありました。

第２０条については、他自治体に比べてふるさとまちづくり応援基金年間助成額が多いことはすばらしいことなので、今後はその成果をいかに生み出せるかを考えていく必要があります。また、協働事業提案により質の高い団体を支援する仕組や、応援基金以外についても、市やまちづくり団体が個人や企業の寄附制度を設けたり、産業界を巻き込んで草加市の中でお金を動かす仕組も検討した方が良いという意見がありました。

第２１条については、数多くある事業や様々な団体を調整し、場所や機会、テーマを設けて団体同士をつなげる仕組に力を入れてはどうかという意見がありました。いかに事業や団体同士を活かし、パートナーシップによるまちづくりにつなげていけるかを意識して取り組んでほしいと思います。

第２２条については、まちづくり支援団体として、町会や基金助成団体等を支援団体に育てるなどの仕組の整備が必要なのではないかという意見がありました。既に団体同士で支えあっていますが、支援団体をどう育てて支援していくかが課題となっています。

**【第８章（まちづくりの参画手続）】**

第２３条については、市民相談やまちづくりの相談の窓口があるため、その活用がされるような積極的な周知や相談員制度の確立が大切だと思います。

第２４条については、まちづくり活動を登録する意義について、みんなでまちづくり会議とその提案制度の位置付けや仕組と併せて規則等で整理する必要があります。また、提案権の他にも情報共有等といった登録のメリットがあることを具体的に示すことで登録員の増加を図るような運用面での工夫も大切です。

第２５条については、要望・陳情・請願や既存の都市計画提案制度等とまちづくりの提案制度について、どのように整合性をとるのかを検討する必要があると考えます。

第２６条のみんなでまちづくり会議については、行政として、予算や計画の面で事業の優先順位がある中、市民から挙がってきた提案をどこまで受け入れるのかという調整が出来ていません。こうした会議の位置付けや運営方法が不明確であるため、しっかりと運用できる仕組の整備が不可欠です。また、市長による召集の是非や、提案がなくても年間のテーマを決めて開催するなどの方法が良いのではないかという意見がありました。

**【第９章（住民投票）】**

条例制定後、住民投票の実施は行われていませんが、草加市ではその都度条例を制定することになっており、事案の内容により投票できる人等を個別に設定できる規定になっているため問題はないと考えます。

ただし、市民参画の重要な制度であることから、住民投票や署名の集め方等をお知らせするといった支援も大切ではないでしょうか。

**【第１０章（条例の検証）】**

検証結果がどう扱われ、最終的に改正する議会がどう関わるのかといった検証方法の手続を決めることが必要なのではないかという意見がありました。

**【第１１章（委任）】**

この条例の施行について必要な事項は、各条例・規則で定めることは当然なされていますが、別の視点として、直接関連する条例だけでなく、最高規範として各条例や規則に条例の精神を反映させ、意識づけることが大切だと考えます。

## ５．条例検証方法の検討について

草加市の自治基本条例には、第２９条において条例の定期的な検証について定められており、現在の社会状況等に合っているか、草加市の実情に合っているかを５年以内毎に行うものとされています。

今回は、条例が制定されてから初めての検証作業となり、どのような方法でどのような視点から検証するのかということから検討し、将来の検証において同じ視点で検証することで、５年後、１０年後と、条例制定の成果が明らかに見えてくるのではないかと考え、その指標となるようなものを設定しようと考えました。

検証のために各章ごとに取組状況や課題を整理しましたが、議論を進める中で、この検証結果を活かすための「５年後の検証のポイント」が見えてきましたので、次回以降の検証がスムーズに進められるよう、主なポイントを次のとおりまとめます。

**【５年後の検証のポイント】**

まず初めに、第５条の条例の位置付けについてですが、新たな計画策定や条例制定の際に自治基本条例とのつながりが明確に示せているかを検証すると、条例の最高規範として機能しているかを確認することができるのではないかと考えます。そうすることで、個別の計画・条例が自治基本条例の理念を実現するものだと常に意識することができます。

次に、条例に定める各項目の運用方法が明確になっているかということです。草加市の自治基本条例は、具体的運用と理念が両立していることから、個別条例等が定められ手続が明確化されている項目とそうでない項目があります。特に、具体的運用に当たり、市民参画の手法である第２５条（まちづくり計画の提案）及び第２６条（みんなでまちづくり会議）については、市政運営に市民も参画できるという方法を明らかにした重要なものなので、更なる市民参画を進めるため、また、市政運営の面から事務手続の明確化を図るためにも、具体的な手続や市政への反映方法を示す必要があります。現在の規則ではその内容が不十分であることから、今回の検証結果を参考に、運用方法の再検討をお願いします。

さらに、自治基本条例の市民への周知の取組が進められているかという点です。条例のパンフレットはありますが、解説書のようなものがあれば条例の意味をより一層理解し、活用できると思います。また、市民が市に相談に

行った際に、まちづくりの相談ができることや市に提案ができる制度があることを各課で説明できるよう職員育成をお願いします。

以上のポイントを中心に、今回の検証において示した課題が、次回検証時に改善された運用ができているかどうかを比較すると、検証成果や、条例が継続して抱えている課題が見えてくるのではないかと考えます。

## ６．今後の取組について

前述のような検証作業を行ってきましたが、市民検証委員会の主な意見として６つの項目を次のとおりまとめましたので、今後の優先課題として取り組んでもらいたいと思います。

**①条例の普及**

・市民への周知に努め、関心を持ってもらい、裾野を広げる。
・まちづくりに関する相談を充実させる。
・子どもの頃から自分たちのまちや自治基本条例の学習機会を提供する。

**②情報の整理**

・数多くある情報を集約し、必要に応じ整理された情報を発信する。
・各課に存在する類似事業の一本化を図る。
・出前講座や登録員への情報提供等、新たな情報発信の仕方を検討する。

**③まちづくり登録員の増加促進**

・団体や個人に自らが条例に定めるまちづくりの担い手だと意識づける。
・幅広い分野からの登録を促し、登録員を増加させることが必要。
・登録員同士の情報提供、意見交換の場の設置。

**④みんなでまちづくり会議の明確化**

・会議の位置づけや市政への反映プロセスを明確にする。
・提案内容の良質化とそのための支援をする必要がある。
・理念条例に具体的運用項目が入っていることの取扱を検討する。

**⑤市民・市議会・市のパートナーシップ**

・３者の対話や意見交換の機会を検討する。

**⑥総合的なまちづくり**

・自治の基本理念・原則であるため、ハード、ソフト両面から、行政政策を総合的かつ横断的に検討する。
・庁内体制を整え、自治基本条例に関する総合調整の所管とその権限を明確にする。

# ７．委員名簿

## 草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会委員名簿

１　任　　期　　委員の委嘱日から平成２４年3月３１日まで

２　委 員 数　　１２人

３　委員名簿

| 氏　　名 | 性別 | 選出団体、役職名 | 選出区分 | 再任／新規 | 審議会等の役職 | 参考<br>他に所属する審議会名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 卯月　盛夫 | 男 | 早稲田大学社会科学総合学術院教授 | 知識経験者 | 新規 | | |
| 後藤　純 | 男 | 東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員 | 知識経験者 | 新規 | | |
| 佐谷　和江 | 女 | ㈱計画技術研究所　代表取締役 | 知識経験者 | 新規 | | 草加市ふるさとまちづくり応援基金運営委員会 |
| 髙佐　智美 | 女 | 獨協大学法学部国際関係法学科准教授 | 知識経験者 | 新規 | 座長 | |
| 加藤　栄子 | 女 | ボランティア草加　連絡協議会副会長 | 市民の代表者 | 新規 | | 草加市地域包括支援センター等運営協議会<br>草加市障害者施策協議会<br>草加市生涯学習市民推進会 |
| 佐々木　勲 | 男 | 草加市町会連合会会長 | 市民の代表者 | 新規 | 副座長 | 草加市進行計画審議会<br>草加市ふるさとまちづくり応援基金運営委員会<br>草加市環境審議会<br>草加市都市計画審議会 |
| 進藤　紀一 | 男 | 新里まちづくり実行委員会<br>会員 | 市民の代表者 | 新規 | | |
| 染谷　勝之 | 男 | 草加商工会議所　議員 | 市民の代表者 | 新規 | | 草加市開発審査会<br>草加市行財政改革推進委員会 |
| 宮本　節子 | 女 | 特定非営利活動法人みんなのまち草の根ネットの会会長 | 市民の代表者 | 新規 | | 草加市民生委員推薦会<br>草加市情報公開・個人情報保護審議会 |
| 谷田部　誠一郎 | 男 | (社)草加青年会議所　副理事長 | 市民の代表者 | 新規 | | |
| 江田　成美 | 女 | | 公募による市民 | 新規 | | |
| 小俣　克彦 | 男 | | 公募による市民 | 新規 | | |

## ８．検証スケジュール

| 会議 | 日時 | 内容 |
|---|---|---|
| 第１回 | 平成 22 年<br>7 月 8 日 | ・委嘱<br>・座長・副座長の選出について<br>・草加市みんなでまちづくり自治基本条例の検証について<br>・検証事項について<br>・今後のスケジュールについて |
| 第２回 | 平成 22 年<br>10 月 29 日 | ・第６章の検証<br>・庁内調整会議の報告 |
| 第３回 | 平成 23 年<br>2 月 4 日 | ・第６章の検証結果の整理<br>・第７章の検証<br>・庁内調整会議の報告 |
| 第４回 | 平成 23 年<br>3 月 10 日 | ・第７章の検証結果の整理<br>・第８章（第２３条・第２４条）の検証<br>・庁内調整会議の報告 |
| 第 5 回 | 平成 23 年<br>6 月 27 日 | ・第８章（第２５条・第２６条）の検証<br>・第７章～第８章の検証結果の整理 |
| 第 6 回 | 平成 23 年<br>7 月 25 日 | ・第１章～第５章の検証<br>・第９章の検証 |
| 第 7 回 | 平成 23 年<br>8 月 29 日 | ・第１章～第５章、第９章の検証結果の整理<br>・第１０章～第１１章の検証<br>・検証した内容の再検証（全体の見直し） |
| 検証結果のとりまとめ（報告書案作成） | | |
| 第 8 回 | 平成 23 年<br>11 月 30 日 | ・今後の検証に向けて<br>・検証した内容の再検証（全体の見直し）<br>・報告書案の確認 |
| 第 9 回 | 平成 23 年<br>12 月 26 日 | ・報告書案の見直し（最終確認）<br>〈実質的には議論終了〉 |
| 第 10 回 | 平成 24 年<br>1 月 27 日 | ・市長報告<br>〈報告書を市長提出〉 |

# ９．市民検証委員会設置要綱

草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会設置要綱

（平成２２年３月１９日<br>告示第２０９号）

（設置）

第１条　草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成１６年条例第２３号。以下「条例」といいます。）条例第２９条に規定する条例の検証等を行うため、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会（以下「市民検証委員会」といいます。）を設置します。

（所掌事項）

第２条　市民検証委員会は、次に掲げる事項について検証を行い、その結果を市長に報告します。

⑴　条例の内容に関すること。

⑵　条例の運用面の課題及び対応に関すること。

⑶　その他条例に関し必要な事項

（組織）

第３条　市民検証委員会は、１２人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

⑴　市民の代表者

⑵　知識経験者

⑶　公募による市民

（座長及び副座長）

第４条　市民検証委員会に座長及び副座長各１人を置きます。

２　座長及び副座長は、委員の互選によるものとします。

３　座長は、市民検証委員会を代表し、会務を掌理します。

４　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理します。

（会議）

第５条　市民検証委員会の会議は、座長が招集し、座長は、会議の議長となります。

（関係者の出席）

第６条　座長は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができます。

（会議の公開）

第７条　市民検討委員会の会議の公開又は非公開は、座長が会議に諮って決定します。

（傍聴）

第８条　市民は、前条の規定により、市民検討委員会の会議が公開となった場合は、会議を傍聴することができます。

２　座長は、あらかじめ傍聴できる人数を定めることとします。

３　傍聴は、静粛を原則として、次に掲げる行為をしてはなりません。

⑴　会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明する行為

⑵　公序良俗に反する行為

⑶　大声で騒ぐ等議事の進行を妨げる行為

⑷　前３号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

（設置期間）

第９条　市民検証委員会の設置期間は、委員の委嘱の日から平成２４年３月３１日までとします。

（庶務）

第１０条　市民検証委員会の庶務は、自治文化部みんなでまちづくり課が行います。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、市民検証委員会の運営に関し必要な事項は、座長が市民検証委員会に諮り定めます。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行します。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、平成２４年３月３１日限り、その効力を失います。